

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構 定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福島県二本松市郭内一丁目 1 9 6 番地の 1 に置く。

(公告の方法)

第 3 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、青少年の健全育成に関する諸活動を振興することにより、心身ともに健康な青少年の育成に寄与するとともに、女性の自立と地位の向上の促進及び男女平等の推進に関する事業を行うことにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年健全育成及び男女共同参画社会の実現のための普及及び啓発
- (2) 青少年及び男女共同参画に関する調査、研究、相談、資料の収集及び情報の提供
- (3) 青少年及び男女共同参画に関する講演会及び研究集会の開催
- (4) 福島県青少年会館及び福島県男女共生センターの管理運営を行うこと
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する公益目的事業は、福島県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産を基本財産とし、基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が公益法人の設立の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により別に定める。

(基本財産の管理及び処分)

第 8 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 9 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に

供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類（公益目的取得財産残額の算定）

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は許可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第16条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評 議 員 会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任及び解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）定款の変更
- （4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- （5）基本財産の処分又は除外の承認
- （6）残余財産の処分
- （7）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第19条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 前項のほか、毎事業年度開始前及び必要がある場合、臨時評議員会を開催する。

（招集）

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、評議員会開催の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第21条 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の互選により定める。

（決議）

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- （1）監事の解任
- （2）定款の変更
- （3）基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事を選任する場合には、第14条第2項の規定中、評議員を理事に読み替えて適用し、監事についても同様とする。

5 理事会は副理事長のうち1人を常勤として指名することができる。

6 理事会は理事の中から常務理事を指名することができる。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は常勤とし、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、副理事長及び常務理事に対しては評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理 事 会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定(規程の制定、変更及び廃止に関する事項を含む。)

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の開会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対し会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の互選により議長を選任する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長(理事長が欠席した場合には、出席理事)及び会議に出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第14条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 職 員

(職員)

第45条 この法人の事務を処理するため、職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員の事務分掌及び給与等に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 杉原陸夫 藤原良一 千葉悦子 中野伸介 山岸敦子 山口哲子
監事 高野宏之 本多 勉
- 4 この法人の最初の理事長は杉原陸夫、副理事長は藤原良一、千葉悦子、常務理事は中野伸介とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
青木千代美 斎藤幸子 坂本博之 新沢寧子 古川雅之 増子恵二 松崎健一 三浦一弘

附 則

- 1 この定款は、令和8年7月1日から施行する。（第2条、第10条第2項、第11条第2項）